

障 障 発 1 2 2 7 第 1 号
平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び
避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 2 月 1 日障障発 0201 第 1 号）により、現状を点検し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、点検結果の当省への報告をお願いしていたところです。このたび、点検結果を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

当該結果においては、非常災害対策計画（以下「計画」という。）を策定していない施設や避難訓練が実施されていない施設が散見されるところですが、障害者支援施設等は、厚生労働省令（指定基準）により、計画の策定及び避難訓練の実施が義務づけられています。また、計画については、火災のみではなく、水害・土砂災害、地震等にも対処できるものとするを想定しており、昨今の平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風 21・24 号、平成 30 年北海道胆振東部地震等の被災状況を踏まえれば、水害・土砂災害、地震等はどの地域でも起こりうると考えられることから、それぞれの施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し網羅的に対応できるものとする必要があります。

こうした観点から、都道府県等におかれましては、今一度、当該点検結果も参考にし、貴管内市町村及び障害者支援施設等に対し、適切な計画の策定や避難訓練の実施について周知・徹底いただくとともに、実地指導等の指導監査などのあらゆる機会を通じて、施設が所在する地域の環境を踏まえて、計画が策定されていない施設や避難訓練が実施されていない施設に対し引き続き重点的な指導・助言を行っていただきますようお願いいたします。